平成３０年（フ）第１７８号
千葉県船橋市丸山４丁目30番３号　ベルグ馬込沢202号
債務者　佐藤　恵理
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２３５号
千葉市若葉区若松町424番地149
債務者　鹿山　雪乃
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１７号
富山県高岡市戸出町６丁目４番68号
債務者　雨宮　　彰
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第２２号
富山県氷見市上泉635番地　アルカンシェルⅡ．204号
債務者　袴田　竜夫
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第２３号
富山県氷見市上泉635番地　アルカンシェルⅡ．204号
債務者　袴田　里美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第５７号
山梨県南アルプス市江原196番地５　ハイツリバティ101
債務者　永山千恵子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４１号
長野市大岡中牧2063番地
債務者　待井　良司
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５６号
岐阜市北一色９丁目12番14号、前住所岐阜県各務原市緑苑東１丁目５番地（緑苑東20棟202）
債務者　平戸　捺美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第６５号
岐阜県本巣郡北方町曲路２丁目132番地　ガーデンプレイスＳＫ　207号、前住所岐阜県本巣郡北方町高屋太子１丁目34番地の１　サンビレッジ北方Ｃ　206号
債務者　村瀬　宏美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第９６号
岐阜県関市神明町４丁目10番10号
債務者　山田　敦子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２０３号
静岡県富士宮市万野原新田3261番地の17
債務者　伊藤由加利
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第３６号
滋賀県草津市南山田町853番地10、前住所滋賀県草津市上笠３丁目16番４号　プリエボヌール206号室
債務者　横江　祐紀
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４３号
大津市御幸町４番７号　アネックスＫ507
債務者　牛山　輝明
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５３号
滋賀県野洲市北野１丁目17番22―102号　ハイツハシモト、前住所滋賀県野洲市北野１丁目２番21―401号　メゾングレース野洲
債務者　小澤　計子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６１号
大津市藤尾奥町23―３　リビエール藤尾203、住民票上の住所京都市山科区御陵平林町９番地16　ハイツグランディール102号
債務者　米倉　朝子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大津地方裁判所民事部